

1 0 年 保 存
秘
有 無制限
平成 24 年 2 月 8 日から 平成 34 年 2 月 7 日まで

基監発 0208 第 2 号
平成 24 年 2 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「監督活動の内容に関し公表を行うに当たって留意すべき事項について」
の一部改正について

標記については、平成 6 年 2 月 22 日付け基監発第 10 号「監督活動の内容に関し公表を行うに当たって留意すべき事項について」により指示しているところであるが、別表左欄を右欄のとおり改正するので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

※ 下線部は改正箇所を表す。

現行	改正後
基 監 発 第 10 号 平成 6 年 2 月 22 日 改正 基監発第 0218002 号 平成 15 年 2 月 18 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略) 監督活動の内容に関し公表を行うに当たって留意すべき事項について 労働基準監督機関においては、司法事件の送致、各種監督指導結果のとりまとめ等に関し、外部に公表を行う場合があるが、これを適正に行うことは、労働基準監督機関に対する労使双方の信頼を確保し、的確な監督指導業務の運営を図っていく上で必要不可欠なことである。 ついては、監督活動の内容に関し公表を行うに当たっては、下記の点に留意し、その適正な実施を期すること。 記 <u>1 基本的態度</u> <u>労働基準監督機関が、監督活動を遂行するに当たって把握した種々の情報の</u>	基 監 発 第 10 号 平成 6 年 2 月 22 日 改正 基監発第 0218002 号 平成 15 年 2 月 18 日 <u>基監発 0208 第 2 号</u> <u>平成 24 年 2 月 8 日</u> 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略) 監督活動の内容に関し公表を行うに当たって留意すべき事項について 労働基準監督機関においては、司法事件の送致、各種監督指導結果のとりまとめ等に関し、外部に公表を行う場合があるが、これを適正に行うことは、労働基準監督機関に対する労使双方の信頼を確保し、的確な監督指導業務の運営を図っていく上で必要不可欠なことである。 ついては、監督活動の内容に関し公表を行うに当たっては、<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）その他の法律に基づくほか、</u>下記の点に留意し、その適正な実施を期すること。 記

中には、その権限を行使することによって知り得た、個人又は法人の名誉、プライバシー、企業秘密その他これが公表されることにより当該者の人権を侵害し、又は著しい不利益を生ずるおそれがある事実が多く含まれている。このため、労働基準監督官に対しては、労働基準法及び国家公務員法において厳しい守秘義務が課せられているところである。万一、労働基準監督機関がこのような事実について無原則に公表することとなれば、労働基準監督機関に対する労使その他の国民からの信頼が失われ、その後の監督活動において、使用者、労働者をはじめ、その他の関係者の協力を得られないこととなるおそれがあり、ひいては労働基準監督機関の適正な業務遂行が困難となる。

したがって、労働基準監督機関が外部に対し職務上知り得た事実を公表する場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づくほか、以下の点に留意して適切な対応を行うことが必要である。

2 公表に当たって留意すべき事項

(1) 司法事件に関する公表に当たって留意すべき事項

司法事件の捜査は、労働基準監督官に付与された最も強力な権限行使であるが、捜査上知り得た事実については、その性格から特に秘とすべきであることはいうまでもないところである。司法事件の公表は、当該公表内容が真実である、あるいは真実であると信じるについて相当の理由がある場合であって、もっぱら同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から行う場合に限って許されるものであり、その目的を逸脱し、又はその目的の範囲を超えて捜査上知り得た事実を公表することは許されないものである。

司法事件の公表には、報道機関等に対し文書をもって広報を行う場合や、報道機関等の取材に応ずる形で開示を行う場合等があるが、いずれの場合においても、公表した事実の内容のみならず、公表の仕方、時期によっては、あるいは当該事件に関して行政の置かれた立場、公表された相手方の

1 司法事件に関する公表に当たって留意すべき事項

司法事件の公表は、平成24年2月8日基発0208第3号「労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表について」（以下「局長通達」という。）によること。

また、司法事件の公表には、報道機関等に対し文書をもって広報を行う場合や、報道機関等の取材に応ずる形で開示を行う場合等があるが、いずれの場合においても、公表した事実の内容のみならず、公表の仕方、時期によっては、あるいは当該事件に関して行政の置かれた立場、公表された相手方の

社会的立場、当該事件についての社会的関心の度合によっては、労働基準監督機関の公表は、社会的に大きな注目を集め、特定の個人又は法人の名誉、プライバシー、企業秘密等を侵害し、あるいはその公表自体に対する批判を浴びることが考えられ、慎重を期すべきものである。

特に、送致に至っていない司法事件の公表については、より慎重を期すべきものである。すなわち、被疑者の逃亡、証拠の隠滅等捜査の支障となるような事態の発生を回避する必要があるほか、刑事訴訟法第 196 条には「司法警察職員は、被疑者その他の者の名誉を害さないように注意しなければならない」旨規定されているところ、捜査機関によって相当の合理的根拠をもって犯罪を犯した者として追及されている被疑者の氏名や犯罪事実が公にされると、その者の社会的評価が低下し、名誉が害されるおそれがあることから、犯罪の立証が十分でない捜査中の段階ではこの点に特段の配慮が必要であるとの観点からも、被疑者や犯罪事実等を積極的に公にすることは厳に慎むべきものである。

しかしながら、各局の司法事件の送致に係る報道機関への広報資料やその際の発言の中には、広報効果を求めるあまり、上記観点に対する配慮を欠く例がみられ、さらには、報道機関の取材に対する便宜を図る意味で供述調書や証拠物等の司法関係書類の一部を示した結果、上記守秘義務違反として告訴されるという事件もみられたところである。

については、司法事件に関し公表を行う場合には、次の点に留意し、慎重に対処すること。

ア 公表する内容が、事実関係に照らし、誤り、推測、誇張等を含まないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

① 被疑者が一定の役職者を含むことや複数であること、あるいは両罰

社会的立場、当該事件についての社会的関心の度合によっては、労働基準監督機関の公表は、社会的に大きな注目を集め、特定の個人又は法人の権利、利益等を侵害し、あるいはその公表自体に対する批判を浴びることが考えられ、慎重を期すべきものである。

特に、送致に至っていない司法事件の公表については、より慎重を期すべきものである。すなわち、被疑者の逃亡、証拠の隠滅等捜査の支障となるような事態の発生を回避する必要があるほか、刑事訴訟法第 196 条には「司法警察職員は、被疑者その他の者の名誉を害さないように注意しなければならない」旨規定されているところ、捜査機関によって相当の合理的根拠をもって犯罪を犯した者として追及されている被疑者の氏名や犯罪事実が公にされると、その者の社会的評価が低下し、名誉が害されるおそれがあることから、犯罪の立証が十分でない捜査中の段階ではこの点に特段の配慮が必要であるとの観点からも、被疑者や犯罪事実等を積極的に公にすることは厳に慎むべきものである。

しかしながら、各局の司法事件の送致に係る報道機関への広報資料やその際の発言の中には、広報効果を求めるあまり、上記観点に対する配慮を欠く例がみられ、さらには、報道機関の取材に対する便宜を図る意味で供述調書や証拠物等の司法関係書類の一部を示した結果、上記守秘義務違反として告訴されるという事件もみられたところである。

については、司法事件に関し公表を行う場合には、次の点に留意し、慎重に対処すること。

(1) 公表する内容が、事実関係に照らし、誤り、推測、誇張等を含まないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

① 被疑者が一定の役職者を含むことや複数であること、あるいは両罰

規定の適用を行うことをもって「企業ぐるみ」「組織的な犯罪」等とするもの

- ② 広報資料の見出しについて、感嘆符(「!」等)を付し、あるいは白抜き、網かけ等の強調を行うもの
- ③ 被疑会社の支店、営業所等に対し過去数回にわたり監督指導を実施しているが、是正勧告書を交付したことがなく、担当者に対する口頭指導を行ったにすぎないのに、「被疑会社に対し再三にわたり是正を指導したにもかかわらず」とするもの
- ④ 労働災害に係る司法事件の広報に際して、発注者や親企業に対し再発防止のための要請を行ったことを併せて公表し、あたかも当該発注者や親企業が当該災害に大きな責任を有するかのとき印象を与えるもの

イ 公表する内容について、特定の個人又は法人に係る名誉、プライバシー、企業秘密等に関する事実が含まれていないかについて、必ず確認を行い、これが含まれていると判断される場合には、その事項を公表することが公益性を確保する観点から必要不可欠なものであるか否かについて十分な検討を加えるほか、労働基準監督機関としてこれを公表することによって得られる効果と、当該個人又は法人が受けるおそれのある不利益との比較考量を行い、当該事項の公表の適否について、慎重に見極めを行うこと。

この場合、司法警察権の行使によらなければ決して知り得ない事実の公表については、特に慎重に判断すること。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 広報資料の中に被疑者個人の氏名や住居、学歴等を記載するもの
- ② 被疑会社の監督歴について、当該司法事件との関連の希薄な法違反

規定の適用を行うことをもって「企業ぐるみ」「組織的な犯罪」等とするもの

- ② 広報資料の見出しについて、感嘆符(「!」等)を付し、あるいは白抜き、網かけ等の強調を行うもの
- ③ 被疑会社の支店、営業所等に対し過去数回にわたり監督指導を実施しているが、是正勧告書を交付したことがなく、担当者に対する口頭指導を行ったにすぎないのに、「被疑会社に対し再三にわたり是正を指導したにもかかわらず」とするもの
- ④ 労働災害に係る司法事件の広報に際して、発注者や親企業に対し再発防止のための要請を行ったことを併せて公表し、あたかも当該発注者や親企業が当該災害に大きな責任を有するかのとき印象を与えるもの

(2) 公表する内容について、特定の個人又は法人に係る権利、利益等に関する事実が含まれていないかについて、必ず確認を行い、これが含まれていると判断される場合には、その事項を公表することが公益性を確保する観点から必要不可欠なものであるか否かについて十分な検討を加えるほか、労働基準監督機関としてこれを公表することによって得られる効果と、当該個人又は法人が受けるおそれのある不利益との比較考量を行い、当該事項の公表の適否について、慎重に見極めを行うこと。

この場合、司法警察権の行使によらなければ決して知り得ない事実の公表については、特に慎重に判断すること。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 広報資料の中に被疑者個人の氏名や住居、学歴等を記載するもの
- ② 被疑会社の監督歴について、当該司法事件との関連の希薄な法違反

又は過去数十年分の法違反の監督歴について公表するもの

- ③ 被疑者から提出させた生産工程のフローチャートや主要設備の寸法入りの図面等の写しについて、企業秘密に属するものであるか否かの検討を行わないまま、そのままの形で公表するもの
- ④ 被疑会社の労働者又はその家族等から提供された情報が捜査の端緒となった事件について、これによって生ずる影響を考慮することなく「投書があった」事実を明らかにするもの、あるいは当該情報提供者が特定されるおそれがある年齢、性別、職種を公表するもの
- ⑤ 捜査経過の説明の中で、被疑事実の裏付けとなる供述を行った者その他捜査に協力した者が特定されるおそれを生ずるもの

ウ 当該司法事件に対し、労働基準監督機関の立場を超えた評価、価値判断を行わないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 被疑者の行為は、「社会的に非難されるべき」、「社会的責任を果たしていない」等、労働基準監督機関の立場を超えた評価を行うもの
- ② 繰り返し「悪質である」旨記載し、過度の評価を求めるもの
- ③ 「サービス残業にメス」、「労災かくしを摘発」等の過度の表現を用い、被疑者の社会的非難を煽るもの
- ④ 「業界に対する警鐘を鳴らす観点から」、「一罰百戒の観点から」等の表現を用い、送致されたことが不公平であるやの疑念を被疑者に与えかねないもの

エ 関係者の民事上の責任を推定させることにつながる事項を含まないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

又は過去数十年分の法違反の監督歴について公表するもの

- ③ 被疑者から提出させた生産工程のフローチャートや主要設備の寸法入りの図面等の写しについて、企業秘密に属するものであるか否かの検討を行わないまま、そのままの形で公表するもの
- ④ 被疑会社の労働者又はその家族等から提供された情報が捜査の端緒となった事件について、これによって生ずる影響を考慮することなく「投書があった」事実を明らかにするもの、あるいは当該情報提供者が特定されるおそれがある年齢、性別、職種を公表するもの
- ⑤ 捜査経過の説明の中で、被疑事実の裏付けとなる供述を行った者その他捜査に協力した者が特定されるおそれを生ずるもの

(3) 当該司法事件に対し、労働基準監督機関の立場を超えた評価、価値判断を行わないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 被疑者の行為は、「社会的に非難されるべき」、「社会的責任を果たしていない」等、労働基準監督機関の立場を超えた評価を行うもの
- ② 繰り返し「悪質である」旨記載し、過度の評価を求めるもの
- ③ 「サービス残業にメス」、「労災かくしを摘発」等の過度の表現を用い、被疑者の社会的非難を煽るもの
- ④ 「業界に対する警鐘を鳴らす観点から」、「一罰百戒の観点から」等の表現を用い、送致されたことが不公平であるやの疑念を被疑者に与えかねないもの

(4) 関係者の民事上の責任を推定させることにつながる事項を含まないこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 被疑事実に係る部分以外の災害発生原因を、必要以上に詳細に説明するもの

オ 捜査秘密主義に照らし、捜査に関する次の事項を含まないこと。

- ① 証拠物、供述調書等収集又は作成した捜査書類
- ② 捜査経過の詳細
- ③ 強制捜査（搜索差押、逮捕等）の予定

特に、強制捜査の予定については、事前に報道機関に漏れないよう秘密の保持を徹底し、万一、強制捜査の実施前に報道機関から照会が行われた場合には、適正な捜査の確保の観点から公表できないことについて理解を求めること。また、強制捜査の実施中又は実施後に報道機関から照会が行われた場合についても同様の対応を行うことが原則であるが、社会的に関心が高い事案等については、捜査への支障や被疑者等の名誉侵害の程度等の事情を慎重に考慮し、都道府県労働局（以下「局」という。）に協議した上で、強制捜査を実施した事実及び捜査機関としての評価を含まない必要最小限の範囲の犯罪事実等を公表することはやむを得ないものであること。

カ 司法事件の公表に当たって、文書をもって発表を行う行為は、報道機関の取材等がなされた場合にこれに応じて開示するものと異なり、労働基準監督機関において広く知らしめる積極的意図をもって行うものである点に留意し、このような形式での公表に当たっては、一層厳格、かつ、慎重に対処する必要があること。

キ 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟法第53条の2において、情報公開法の規定は適用が除外されているものであること。

(2) 監督指導結果等行政資料の公表に当たって留意すべき事項

- ① 被疑事実に係る部分以外の災害発生原因を、必要以上に詳細に説明するもの

(5) 捜査秘密主義に照らし、捜査に関する次の事項を含まないこと。

- ① 証拠物、供述調書等収集又は作成した捜査書類
- ② 捜査経過の詳細
- ③ 強制捜査（搜索差押、逮捕等）の予定

特に、強制捜査の予定については、事前に報道機関に漏れないよう秘密の保持を徹底し、万一、強制捜査の実施前に報道機関から照会が行われた場合には、適正な捜査の確保の観点から公表できないことについて理解を求めること。また、強制捜査の実施中又は実施後に報道機関から照会が行われた場合についても同様の対応を行うことが原則であるが、社会的に関心が高い事案等については、捜査への支障や被疑者等の名誉侵害の程度等の事情を慎重に考慮し、都道府県労働局（以下「局」という。）に協議した上で、強制捜査を実施した事実及び捜査機関としての評価を含まない必要最小限の範囲の犯罪事実等を公表することはやむを得ないものであること。

(6) 司法事件の公表に当たって、文書をもって発表を行う行為は、報道機関の取材等がなされた場合にこれに応じて開示するものと異なり、労働基準監督機関において広く知らしめる積極的意図をもって行うものである点に留意し、このような形式での公表に当たっては、一層厳格、かつ、慎重に対処する必要があること。

(7) 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟法第53条の2において、情報公開法の規定は適用が除外されているものであること。

2 監督指導結果等行政資料の公表に当たって留意すべき事項

(1) 個別事業場に対する監督指導結果等の情報の開示に当たって留意すべき事項

ア 個別事業場に対する監督指導結果等の情報については、局長通達記の2ただし書による場合や、後記イに示す申告人の権利救済に係る場合その他これを開示することについて労働基準監督機関として相当の理由があると認められる場合を除き、これを開示すべきものではないこと。

なお、報道等によって既に明らかとなっている監督指導結果等の情報について、外部の者がその事実確認等を求める場合には、監督指導を行ったことは開示して差し支えないが、その具体的内容については原則として開示しないこと。

イ 申告事件については、申告人にその処理経過やその結果について開示する場合があるが、これは労働基準監督機関が当該開示について、法的に義務づけられているからこれを行うのではなく、自らの権利救済に係る事件の処理結果は申告人に説明することが適切であること、あるいは自らが違法な状況下に就労しているのではないかという申告人の不安を排除する観点から適切であること等を考慮し、労働基準監督機関の裁量においてその目的の限度内で行うべきものである。

したがって、申告人から処理経過やその結果について開示を求められた場合には、求められるままにこれに応ずることなく、申告人自らの権利救済に係わるものであるかどうか、申告に至った背景、開示を求める理由及びその利用目的、開示に伴う事務処理への影響等を見極めた上、開示を行うことの可否、行う場合にはどの範囲でこれを行うかについて十分な検討を加えた上でこれを行うよう留意すること。

この点に関し、不適當であると認められる例には、次のようなものがある。

①



ア 一斉監督のとりまとめ結果等各種監督統計資料の公表に当たって留意すべき事項

一斉監督のとりまとめ結果の公表のように、特定の対象又は集団に係る監督指導結果の内容を統計資料にまとめ、これを公表する場合がある。

このような場合については、個別の事業場名等を公表するわけではなく、また、これを行うことが労働災害の防止等の行政目的の達成のため必要となる場合もあるが、その公表の仕方、内容によっては、時として、意図していない問題を惹起する場合もあるので、次の点に留意すること。

(ア) 上記(1)のア及びウに示したところと同様の配慮を行うとともに、特に、報道機関等に対し文書をもって発表を行う場合には、上記(1)のカに示したところと同様の配慮を行うこと。

(イ) 公表資料の作成に当たっては、件数が僅少である等により個別事業場に関する情報が特定されることとならないよう注意を払うこと。

(ウ) 当該特定の対象又は集団の社会的立場や、公表しようとする内容に対する社会的関心の度合、その受け止められ方等を考慮し、いたずらに当該対象又は集団に対する社会的非難を助長することとならないよう、十分な配慮を行うこと。

これらの点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

① 特定の地方公共団体の各種事業場に対する監督指導結果について、各事業場ごとに法違反の日数、時間数、該当労働者数等を詳細

② 申告人から申告の事実について情報を受けた報道機関の取材があったことを理由として、個別事業場に対する申告監督の詳細な結果を
広報しているもの

(2) 一斉監督のとりまとめ結果等各種監督統計資料の公表に当たって留意すべき事項

一斉監督のとりまとめ結果の公表のように、特定の対象又は集団に係る監督指導結果の内容を統計資料にまとめ、これを公表する場合がある。

このような場合については、個別の事業場名等を公表するわけではなく、また、これを行うことが労働災害の防止等の行政目的の達成のため必要となる場合もあるが、その公表の仕方、内容によっては、時として、意図していない問題を惹起する場合もあるので、次の点に留意すること。

ア 上記1の(1)及び(3)に示したところと同様の配慮を行うとともに、特に、報道機関等に対し文書をもって発表を行う場合には、上記1の(6)に示したところと同様の配慮を行うこと。

イ 公表資料の作成に当たっては、件数が僅少である等により個別事業場に関する情報が特定されることとならないよう注意を払うこと。

ウ 当該特定の対象又は集団の社会的立場や、公表しようとする内容に対する社会的関心の度合、その受け止められ方等を考慮し、いたずらに当該対象又は集団に対する社会的非難を助長することとならないよう、十分な配慮を行うこと。

これらの点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

① 特定の地方公共団体の各種事業場に対する監督指導結果について、各事業場ごとに法違反の日数、時間数、該当労働者数等を詳細に広

に広報し、地域住民の地方公共団体に対する信頼を失わしめるおそれが生じたもの

② 労働災害多発業種に対する公開一斉監督の広報に際し、特定企業名を表示して、当該企業関連事業場の災害発生状況を示し、それが多いことを理由に公開一斉監督期間中に、当該企業に対し局署一斉監督を実施する旨を公表しようとするもの

③ 関係行政機関との通報制度に基づく通報状況の広報に当たり、部内通報基準と同一の詳細な通報対象内容を表示し、部内通報基準を外部へ推測させるものとなっているもの

イ 個別事業場に対する監督指導結果等の情報の開示に当たって留意すべき事項

(ア) 労働基準監督機関が業務を遂行するに当たっては、個別事業場に係る監督指導、災害調査等の結果について、関係労働者、労働組合等の各種団体、報道機関等からその開示を求められる機会が少なくない。

しかし、これら個別事業場に係る監督指導結果等の情報は、労働基準監督官が監督権限の行使により職務上知り得た事実と、これに法令を適用して行った労働基準監督機関としての評価であり、また、その中には個別事業場における名誉、プライバシー、企業秘密等に関する事実が含まれるものであって、法律上守秘義務が課せられているものである。

また、監督指導業務が円滑に実施されている要因として、監督指導結果等の情報は一般に外部に開示されないという信頼関係を基にして、事業場が必要以上に構えることなく労働実態等を労働基準監督官に明らかにし、これによって労働基準監督官は比較的容易に法違反を発見し是正を指導することが可能となっているという点がある。しかし、仮に外部の者に対し個別事業場に係る監督指導結果等の情報を開

報し、地域住民の地方公共団体に対する信頼を失わしめるおそれが生じたもの

② 労働災害多発業種に対する公開一斉監督の広報に際し、特定企業名を表示して、当該企業関連事業場の災害発生状況を示し、それが多いことを理由に公開一斉監督期間中に、当該企業に対し局署一斉監督を実施する旨を公表しようとするもの

③ 関係行政機関との通報制度に基づく通報状況の広報に当たり、部内通報基準と同一の詳細な通報対象内容を表示し、部内通報基準を外部へ推測させるものとなっているもの

示することとする場合には、当該事業場はその監督指導結果等の内容から労務管理や安全衛生管理に問題のある事業場とみなされ、信用低下を招き、取引関係や人材確保等において不利な状況に陥るなど当該事業場の権利利益が害されるおそれが生じているため、当該事業場は監督指導時に協力的ではなくなり、結果として監督指導業務の円滑な運営に支障を生じることとなる。

したがって、個別事業場に対する監督指導結果等の情報については、公益性を確保する観点から必要と判断される場合や後記(イ)に示す申告人の権利救済に係る場合その他これを開示することについて労働基準監督機関として相当の理由があると認められる場合を除き、これを開示すべきものではないこと。

なお、報道等によって既に明らかとなっている監督指導結果等の情報について、外部の者がその事実確認等を求める場合には、監督指導を行ったことは開示して差し支えないが、その具体的内容については原則として開示しないこと。

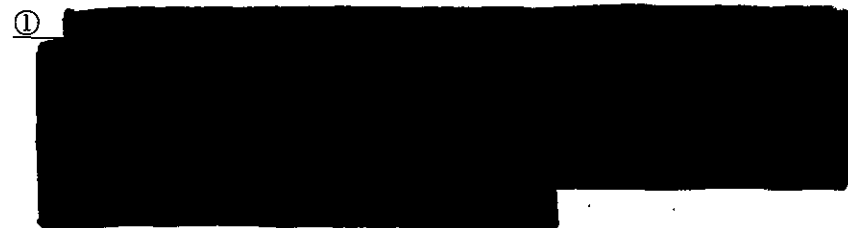
(イ) 申告事件については、申告人にその処理経過やその結果について開示する場合があるが、これは労働基準監督機関が当該開示について、法的に義務づけられているからこれを行うのではなく、自らの権利救済に係る事件の処理結果は申告人に説明することが適切であること、あるいは自らが違法な状況下に就労しているのではないかという申告人の不安を排除する観点から適切であること等を考慮し、労働基準監督機関の裁量においてその目的の限度内で行うべきものである。

したがって、申告人から処理経過やその結果について開示を求められた場合には、求められるままにこれに応ずることなく、申告人自らの権利救済に係わるものであるかどうか、申告に至った背景、開示を求める理由及びその利用目的、開示に伴う事務処理への影響等を見極

めた上、開示を行うことの可否、行う場合にはどの範囲でこれを行うかについて十分な検討を加えた上でこれを行うよう留意すること。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

①



② 申告人から申告の事実について情報を受けた報道機関の取材があったことを理由として、個別事業場に対する申告監督の詳細な結果を広報しているもの

(3) 秘文書等の取扱いに関し留意すべき事項

ア 秘文書の取扱いに関し留意すべき事項

秘文書（「秘」、「極秘」等と表記された文書をいう。以下同じ。）は、行政運営の具体的方針、業務の遂行方法、法令違反に対する措置基準等の行政内部における取扱いを定めたものであり、その文書の内容の一部又全部、中にはその存在自体が公になっただけで、労働基準監督機関の適正な業務遂行、ひいては行政目的の実現に重大な支障を及ぼす場合があることから、秘文書については、厳に秘の取扱いを徹底する必要がある。

については、秘文書に示された要領に従った業務処理に関して、外部から説明を求められた場合においては、当該文書が秘文書扱いとされている背景、理由、公になった場合の弊害等を念頭に置きつつ、秘文書扱いとして業務処理を行うことの必要性を十分理解した上で、秘文書扱いであることを理由として回答するのではなく、現状の取扱いが行政推進上

3 秘文書等の取扱いに関し留意すべき事項

(1) 秘文書の取扱いに関し留意すべき事項

秘文書（「秘」、「極秘」等と表記された文書をいう。以下同じ。）は、行政運営の具体的方針、業務の遂行方法、法令違反に対する措置基準等の行政内部における取扱いを定めたものであり、その文書の内容の一部又全部、中にはその存在自体が公になっただけで、労働基準監督機関の適正な業務遂行、ひいては行政目的の実現に重大な支障を及ぼす場合があることから、秘文書については、厳に秘の取扱いを徹底する必要がある。

については、秘文書に示された要領に従った業務処理に関して、外部から説明を求められた場合においては、当該文書が秘文書扱いとされている背景、理由、公になった場合の弊害等を念頭に置きつつ、秘文書扱いとして業務処理を行うことの必要性を十分理解した上で、秘文書扱いであることを理由として回答するのではなく、現状の取扱いが行政推進上

必要な措置であることについて、自らの理解の下に意を尽くして説明すること。

その上で根拠となる通達等の開示を求められた場合には、情報公開法による対応も検討する必要があるので、局、本省監督課と協議すること。

イ 司法事件に関する書類の取扱いに関し留意すべき事項

司法事件に関する書類については、厳に秘とすべきことはいうまでもないが、監督担当部署以外の職員においては、このような取扱いについて必ずしも十分な理解を有していない場合もあることから、監督担当部署以外の職員から司法事件に関する書類の提供について依頼が成された場合には、管理者において、その使用の目的・範囲を確認した上で、業務の円滑な運営を確保する観点をも踏まえ、適切な対応を行うこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 労災保険の審査請求事案の処理に係る書類に、署で作成された供述調書の写しが添付され、又は供述調書を引用した記述がなされたため、後に当該事案をめぐる再審査請求又は取消訴訟の場において、これらが関係者に公開されるおそれが生じたもの
- ② 監督担当部署以外の職員の求めにより、用途を確認しないまま司法事件詳細情報を出力して渡し、これが他の行政機関に提出されることとなったもの

必要な措置であることについて、自らの理解の下に意を尽くして説明すること。

その上で根拠となる通達等の開示を求められた場合には、情報公開法による対応も検討する必要があるので、局、本省監督課と協議すること。

(2) 司法事件に関する書類の取扱いに関し留意すべき事項

司法事件に関する書類については、厳に秘とすべきことはいうまでもないが、監督担当部署以外の職員においては、このような取扱いについて必ずしも十分な理解を有していない場合もあることから、監督担当部署以外の職員から司法事件に関する書類の提供について依頼が成された場合には、管理者において、その使用の目的・範囲を確認した上で、業務の円滑な運営を確保する観点をも踏まえ、適切な対応を行うこと。

この点に関し、不適当であると認められる例には、次のようなものがある。

- ① 労災保険の審査請求事案の処理に係る書類に、署で作成された供述調書の写しが添付され、又は供述調書を引用した記述がなされたため、後に当該事案をめぐる再審査請求又は取消訴訟の場において、これらが関係者に公開されるおそれが生じたもの
- ② 監督担当部署以外の職員の求めにより、用途を確認しないまま司法事件詳細情報を出力して渡し、これが他の行政機関に提出されることとなったもの